

応援は、伴走せず、電気メガホンを使わないように注意しましょう。

## 1 伴走の禁止

競漕規則では、第57条に、以下のような規定があります：

（日本ボート協会 競漕規則）

第57条

- ① 競漕委員会の許可なく、大会の期間中、コースに沿いクルーに伴走してはならない。
- ② 競漕中、クルーは審判長の許可なく、自己に関係のある船艇を競漕に随伴させてはならない。
- ③ 競漕中、無線装置や拡声器で、岸からクルーに助言や指示をしてはならない。

本条に違反した場合、競漕委員会及び審判長は適切な処置を行う。

伴走禁止の理由は、A 観戦者の安全確保、B 周辺環境への配慮、C クルーへの陸上からの随伴的助言・指示の排除などです。57条のまとまりを考えると、Cの意味が大きいと解釈されます。

しかし、このように伴走禁止が明記されているにもかかわらず、部員やコーチ、また応援者が伴走するケースが少なくありません。AやBにまで問題を生じるケースをよく目にします。

**浜寺漕艇場の例：**物理的にはコース沿いに、自転車などで伴走できる環境ですが、それでも歩行者への安全配慮から、「練習乗艇でも」伴走を禁止しています。

**戸田漕艇場の例：**レース以外では、伴走について、「自転車による伴走は歩行者に十分に注意して行うこと。接触事故に注意すると共に、事故が起きた場合は自己の責任において問題解決すること。」とあります。またレースでは、競漕委員会が上述のAやBの問題をクリアする条件を設定して、伴走を許可あるいは黙認するケースもあります。しかしそれらのことが、混乱やマナー喪失の一因となっているかもしれません。

許可の有無にかかわらず、基本的には、最大限のマナーを心得たクラブ、コーチは、伴走での応援はやめるか、許可範囲内でも最小限にとどめましょう。徒党を組んでコース沿いを自転車、集団が走り声援する景色はよくありません。

上質の指導者は選手や、応援者にきちんと教育しておくべきですが、応援者自身、最低限の知識として「伴走禁止」の基本を心得ておくべきです。

「このくらい、いいじゃないか」という甘えはやめましょう。また中には、伴走ではないスレスレ？のスタイルで、レースに追随する事例も散見されます。「李下冠を正さず」のことわざを思い出します。「伴走しないで」のアナウンスの不要な大会はいつか来るでしょうか？

## 2 電気式拡声器は NG

また、第57条にあるとおり、「電気式拡声器」(ハンドマイク、ラウドスピーカー)による応援も、禁止です。単純な、円錐形のメガホンは、許容されています。それでも、もしレースコースが住宅地にあり、周辺居住者に、「騒音」で迷惑をかけるおそれがある場合には、たとえ注意喚起や禁止のアナウンスがなくても、やはり控えるべきでしょう。

## 3 応援団(太鼓、楽器)の禁止

他のスポーツでも、最近は応援団の太鼓などを規制する動きが増えてきているようです。周辺の居住者からの騒音の苦情への対処です。戸田コースでは、大学応援団の太鼓が禁止となっています(2018年～現在)。

(戸田コース仕様案内 H28より) 抜粋

「楽器を使用した応援は10時以降とし、太鼓の使用は禁止する。」

個々のレースでの規定は、個々のレースでの規定、アナウンスに従ってください。

## 4 幟は、邪魔にならないところ

浜松市・天竜ボート場 高校選抜では、漕艇場施設(2階が本部)になり、道路を挟んで、応援席と配艇場があります。道路は、周辺居住者のための生活道路でもあります。これらの事情から、「路上で応援したり談笑したりして、交通の邪魔にならないこと」、「幟は、本部前には立てないこと(監視業務への支障)などの注意が必要です。

ことほど左様に、コースや大会に置いて、さまざまな応援上の制約が課せられることがよくあります。

ルールを守るのは当然ですが、様々な制約のその意図するところを理解し、マナーを最大限守って、良い応援をこころがけてください。